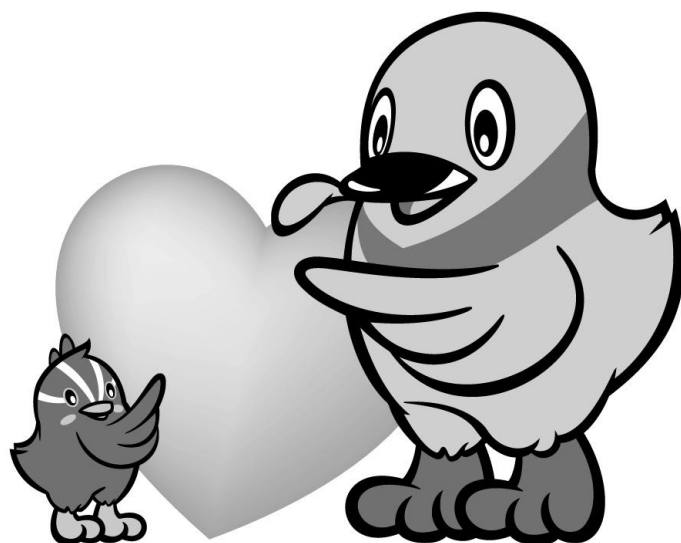


第5章

介護保険事業の取り組み



第5章 介護保険事業の取り組み

第1節 介護保険サービスの概要

介護保険のサービスは、自宅を中心に受ける居宅サービス・地域密着型サービスと、施設に入所して受ける施設サービスがあります。また、サービスは、要介護1～5の方に提供される介護給付、要支援1・2の方に提供される予防給付に区分されます。

(1) 居宅サービス

居宅サービスには、自宅等に訪問してもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類のサービスがあります。

サービス名	概要
訪問介護 介護予防訪問介護（※平成29年4月から日常生活支援総合事業へ移行予定）	訪問介護員が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯その他の日常生活上の援助などを行うサービスです。
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	移動入浴車で居宅を訪問し、特殊浴槽を居宅に持ち込んで入浴の介助を行い、身体の清潔保持や心身機能の維持を図るサービスです。
訪問看護 介護予防訪問看護	病状が安定期にある要介護者などの居宅を看護師などが訪問し、療養生活の支援や心身機能の維持・回復、または必要な診療の補助を行うサービスです。
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	病状が安定期にある要介護者などの居宅を理学療法士や作業療法士などが訪問し、その心身機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが通院困難な要介護者などの居宅を訪問し、療養生活の質の向上を図るため、療養の管理・指導を行うサービスです。
通所介護 介護予防通所介護（※平成29年4月から日常生活支援総合事業へ移行予定）	介護保険施設やデイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消、心身の機能維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設・病院・診療所などに通い、心身機能の回復を図り、日常生活の自立を支援するために理学療法士・作業療法士などが必要なリハビリテーションを行うサービスです。
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴・排泄・食事などの日常生活の介護と機能訓練（レクリエーション）を行うサービスです。
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設などに短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他の必要な医療、日常生活上の世話などを行うサービスです。
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等の特定施設の指定を受けた施設に入所し、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	車イスや介護ベッドなど福祉用具を貸与し、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する人の負担の軽減を図るサービスです。
特定福祉用具購入費 特定介護予防福祉用具購入費	福祉用具のうち、衛生面や利用者の心理面から貸与になじまない用具の購入費の一部を支給するサービスです。
住宅改修費 介護予防住宅改修費	居宅において介護を受ける要介護者などが、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修に必要な費用の一部を支給するサービスです。
居宅介護支援 介護予防支援 (ケアマネジメント)	居宅サービスを適切に利用できるよう、本人や家族の希望などを受けて居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス確保のために事業者などとの連絡調整、施設への紹介などを行うサービスです。

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、利用者のニーズや地域の状況に合わせて、市が主体となって提供する介護サービスです。

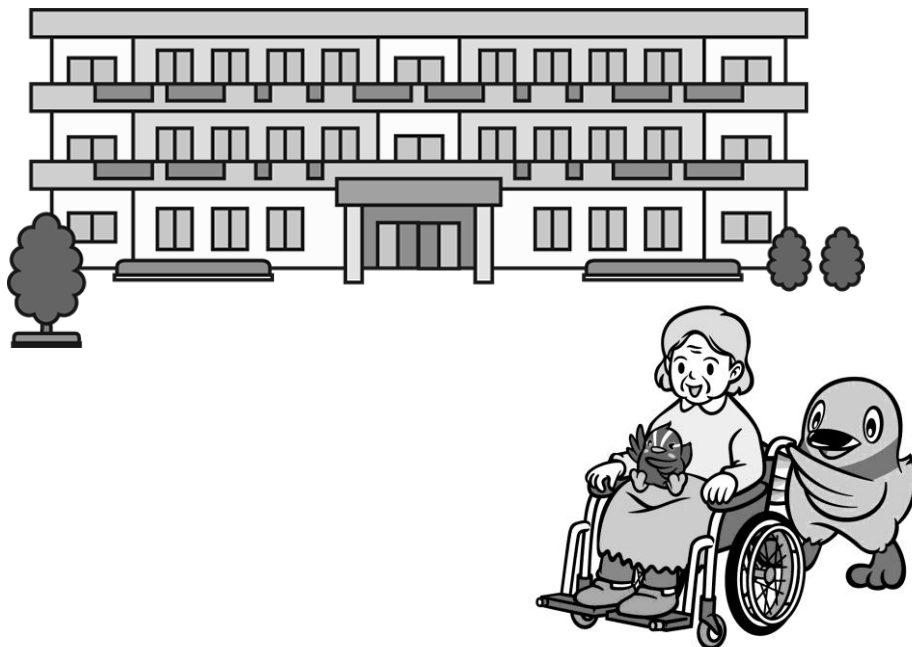
サービス名	概要
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	中重度の要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて24時間、訪問介護員・看護師などが1日複数回定期的に、または通報を受けて随時居宅を訪問し、介護と看護を一体的に提供するサービスです。
夜間対応型訪問介護	24時間安心して自宅で生活できる体制を整備するため、夜間の定期的巡回による訪問介護と、通報による随時対応の訪問介護を組み合わせたサービスです。
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	特別養護老人ホームや老人デイサービスセンターなどの介護施設で日常生活に必要な入浴・排泄・食事などの介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせ、柔軟にサービスを提供し、在宅生活の継続を支援するサービスです。
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症であるものの比較的安定した状態にある要介護者が、少人数で共同生活をする場で、家庭的な環境のもとで入浴・排泄・食事などの介護や機能訓練を行い、利用者に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように支援するサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活 介護	入所定員が29人以下の小規模な特定施設入居者生活介護サービスです。利用実績はなく、施設整備計画もないことからサービス量は見込みません。
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護	入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設サービスです。
看護小規模多機能型居宅介護 ※「複合型サービス」から名称変更	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着サービスを組み合わせ一体的に提供するサービスです。
地域密着型通所介護（仮称） ※平成28年4月から実施予定	利用定員が厚生労働省の定める数未満の通所介護サービスです。

(3) 施設サービス

施設サービスには、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設があり、各施設では、要介護者の状況に合わせたさまざまなサービスが提供されます。

施設サービスを利用できるのは、要介護の認定を受けた方となり、要支援の方は利用できません。また、平成27年4月からは介護老人福祉施設の入所は原則、要介護3～5の方となります。

サービス名	概要
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での介護が困難な方が入所して、入浴・排泄・食事などの介護やその他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行うサービスです。
介護老人保健施設	病状が安定し自宅へ戻ることができるよう、リハビリテーションに重点を置いた医療ケアと介護が必要な方が入所して、医学的管理下での介護、機能訓練などを行うサービスです。
介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、継続的に医療サービスを受けながら長期の治療を必要とする方が入所して、療養上の管理、看護、機能訓練などを行うサービスです。



第2節 第5期における介護保険給付の実績

第5期において、サービスごとの利用者数は概ね増加傾向にあり、それに伴い、年間の給付費も増加傾向にあります。

(1) サービス利用者数の推移

■居宅サービス

【介護サービス】

(月平均利用者数)

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護	621	629	662
訪問入浴介護	119	100	99
訪問看護	285	274	284
訪問リハビリテーション	106	129	141
居宅療養管理指導	473	486	557
通所介護	746	809	898
通所リハビリテーション	284	304	304
短期入所生活介護	134	142	159
短期入所療養介護	27	29	27
福祉用具貸与	993	1,067	1,162
特定福祉用具購入費	32	30	47
住宅改修費	28	30	25
特定施設入居者生活介護	112	123	154
居宅介護支援	1,510	1,588	1,703

※介護保険事業状況報告システム。平成26年度は見込値。以降同じ。

【介護予防サービス】

(月平均利用者数)

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防訪問介護	278	295	312
介護予防訪問入浴介護	0	0	1
介護予防訪問看護	27	23	19
介護予防訪問リハビリテーション	24	24	25
介護予防居宅療養管理指導	25	27	35
介護予防通所介護	235	287	333
介護予防通所リハビリテーション	46	46	54
介護予防短期入所生活介護	3	4	7
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	161	186	230
特定介護予防福祉用具購入費	11	13	15

介護予防住宅改修費	13	16	18
介護予防特定施設入居者生活介護	8	11	15
介護予防支援	567	631	719

■地域密着型サービス

【介護サービス】

(月平均利用者数)

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	20	37	68
小規模多機能型居宅介護	80	80	82
認知症対応型共同生活介護	58	62	63
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
複合型サービス	0	9	19

【介護予防サービス】

(月平均利用者数)

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防認知症対応型通所介護	1	3	15
介護予防小規模多機能型居宅介護	1	1	3
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	1	0

■施設サービス

【介護サービス】

(月平均利用者数)

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設	230	287	299
介護老人保健施設	220	224	220
介護療養型医療施設	24	19	18

(2) 年間給付費の推移

■居宅サービス

【介護サービス】

(千円)

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護	455,817	458,291	494,675
訪問入浴介護	79,293	69,653	73,908
訪問看護	138,947	131,211	144,545
訪問リハビリテーション	47,696	55,319	56,033
居宅療養管理指導	62,577	73,584	85,262
通所介護	692,680	761,495	853,988
通所リハビリテーション	263,058	274,481	280,682
短期入所生活介護	112,063	119,022	133,664
短期入所療養介護	27,770	31,977	22,088
福祉用具貸与	182,856	197,087	211,985
特定福祉用具購入費	9,293	8,951	9,399
住宅改修費	20,161	22,733	25,012
特定施設入居者生活介護	265,191	292,194	374,445
居宅介護支援	243,422	257,058	282,108

※介護保険事業状況報告システム。平成26年度は見込値。以降同じ。

【介護予防サービス】

(千円)

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防訪問介護	61,360	64,359	65,222
介護予防訪問入浴介護	0	80	32
介護予防訪問看護	6,029	5,526	5,395
介護予防訪問リハビリテーション	7,726	8,053	9,271
介護予防居宅療養管理指導	2,948	3,686	4,298
介護予防通所介護	99,554	121,170	140,623
介護予防通所リハビリテーション	22,724	22,948	26,383
介護予防短期入所生活介護	1,151	1,850	2,150
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	14,078	15,225	18,364
特定介護予防福祉用具購入費	2,264	2,330	1,966
介護予防住宅改修費	10,786	11,848	7,681
介護予防特定施設入居者生活介護	9,257	12,343	16,651
介護予防支援	29,744	33,250	37,641

■地域密着型サービス

【介護サービス】

(千円)

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	26,947	40,743	78,844
小規模多機能型居宅介護	187,253	193,385	214,587
認知症対応型共同生活介護	174,958	186,866	189,150
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
複合型サービス	0	25,268	51,424

【介護予防サービス】

(千円)

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防認知症対応型通所介護	38	1,272	18,446
介護予防小規模多機能型居宅介護	238	389	129
介護予防認知症対応型共同生活介護	1,599	1,148	0

■施設サービス

【介護サービス】

(千円)

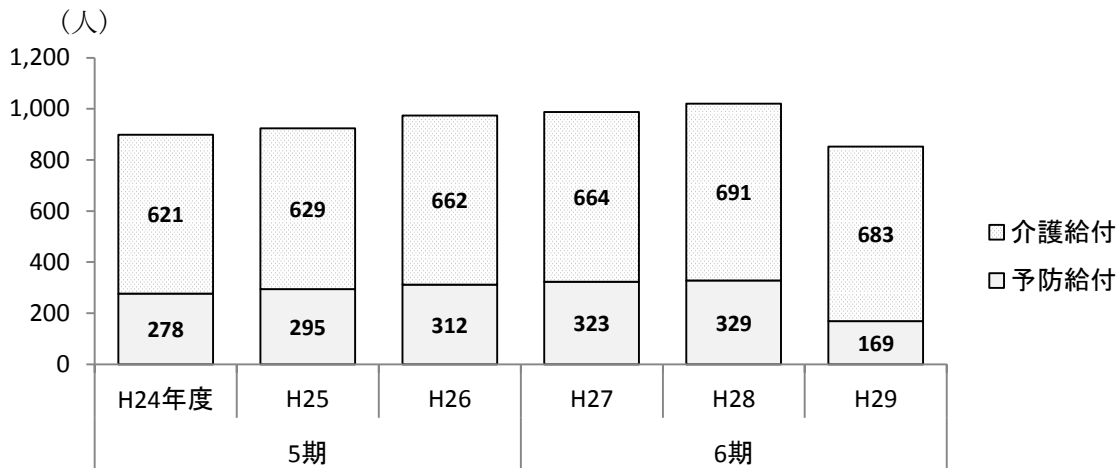
サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設	663,180	822,457	840,262
介護老人保健施設	735,413	736,093	770,368
介護療養型医療施設	105,654	89,385	75,585

第3節 サービスごとの利用者数の見込み

本市のこれまでの利用実績や今後の要介護認定者数の見込み、サービス受給者数等を基にサービス種類ごとの推計を行いました。

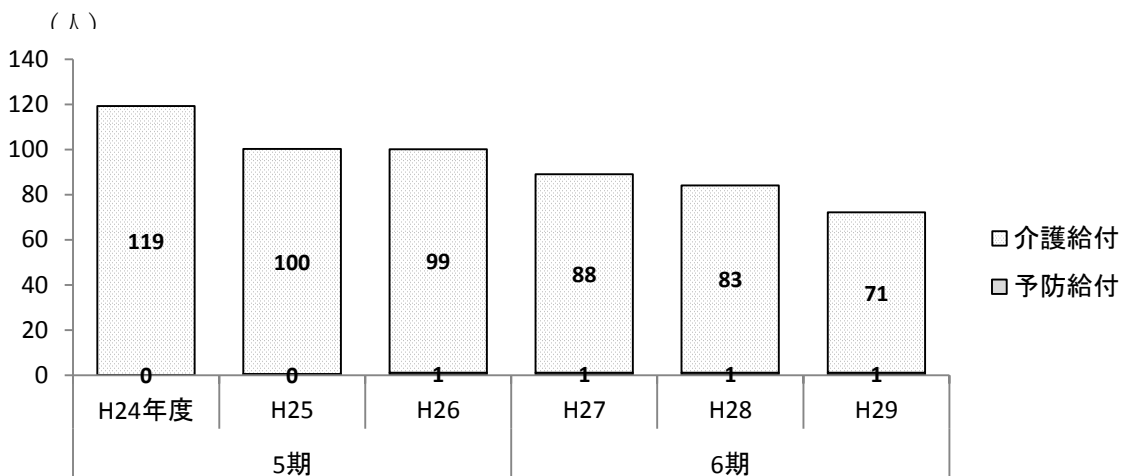
(1) 居宅サービス

①訪問介護・介護予防訪問介護

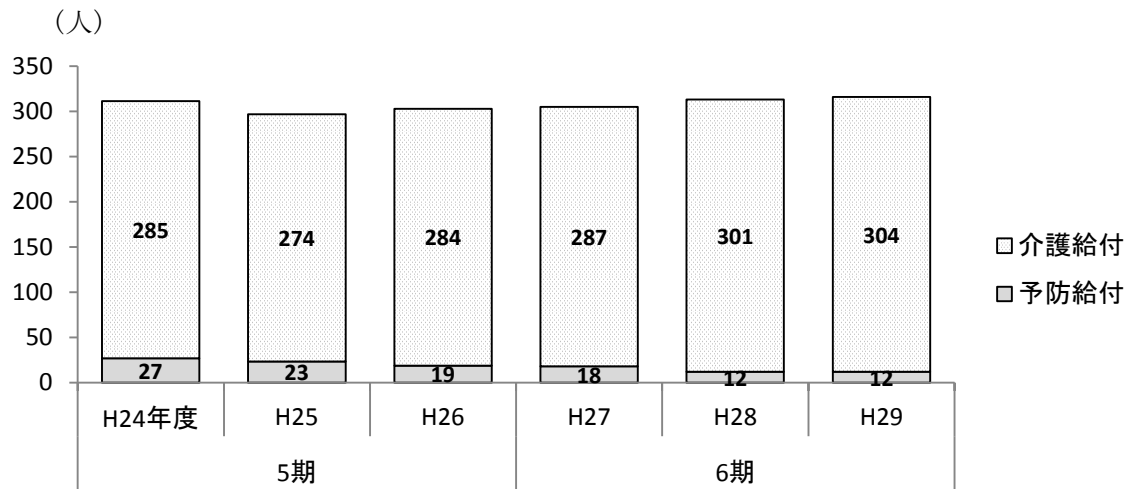


※平成24年度～26年9月までは実績、平成27～29年度年度は見込み。以降同じ。

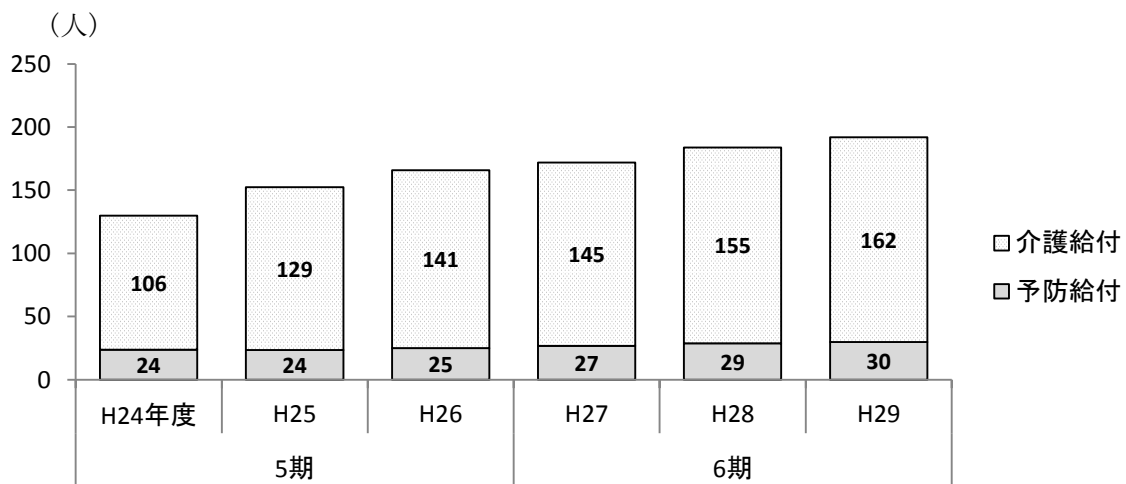
②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護



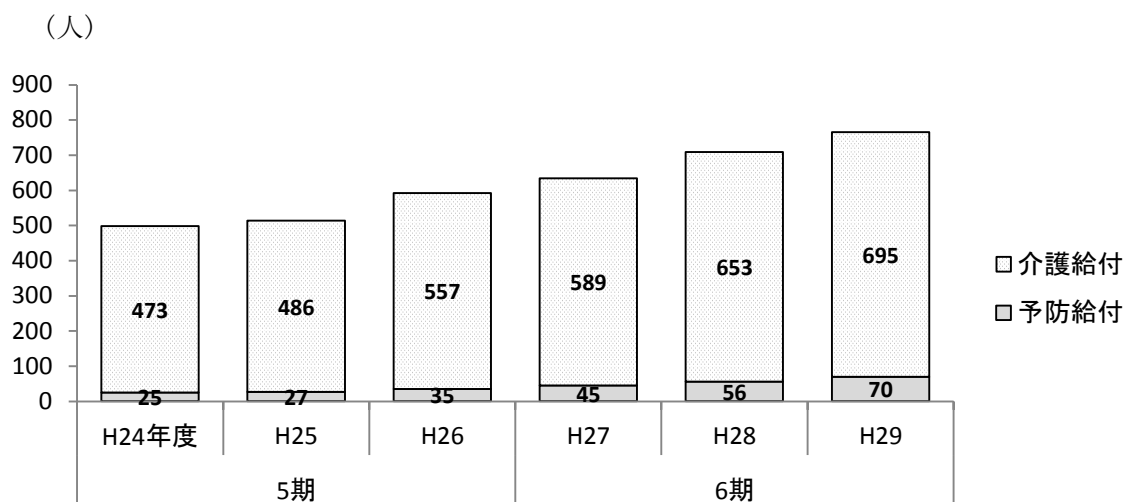
③訪問看護・介護予防訪問看護



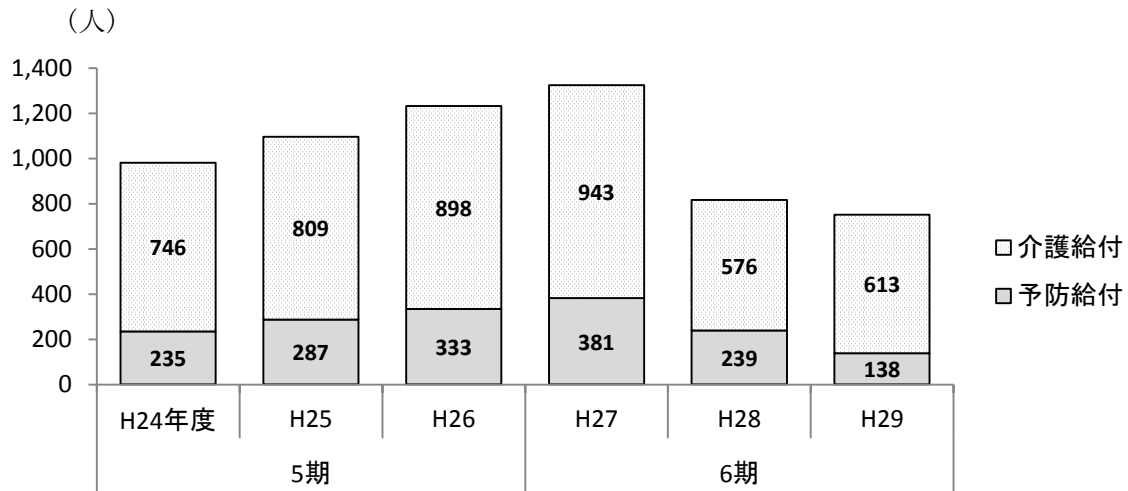
④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション



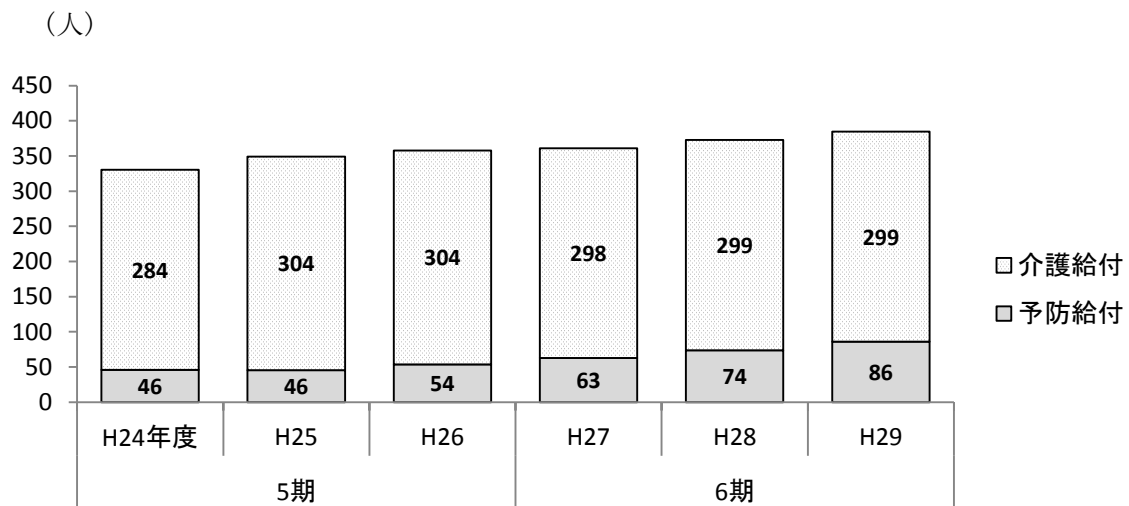
⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導



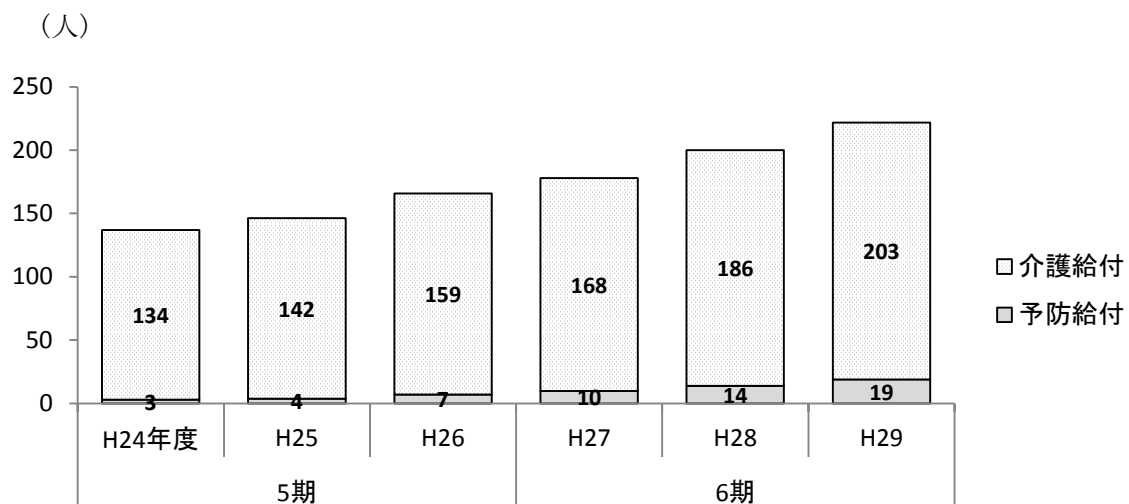
⑥通所介護・介護予防通所介護



⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

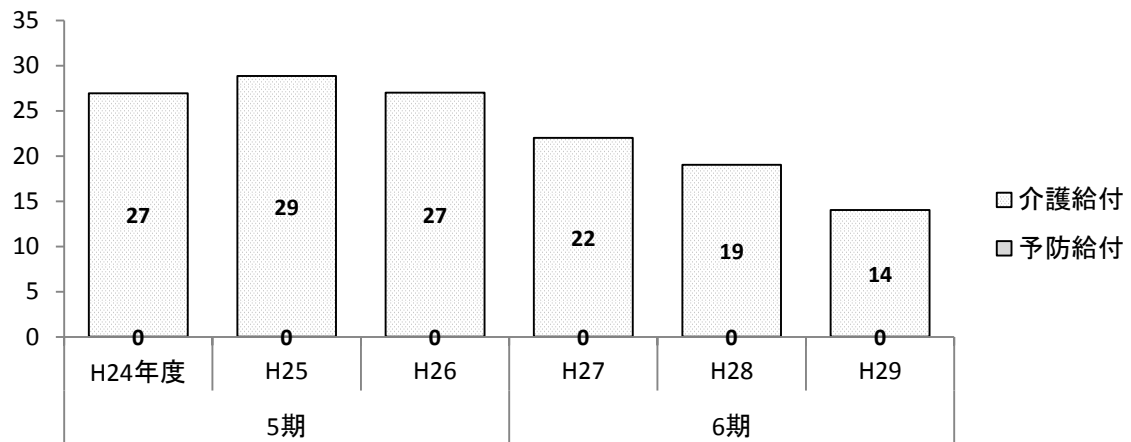


⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護



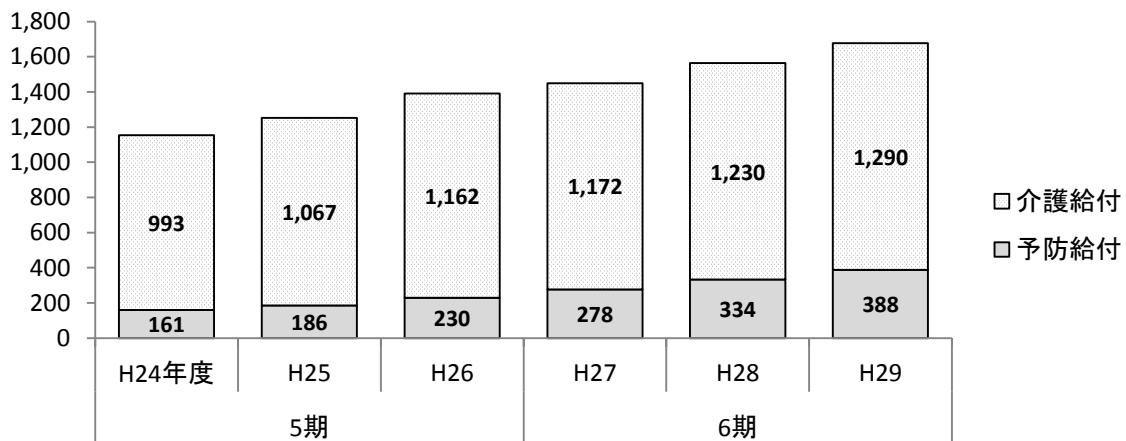
⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

(人)



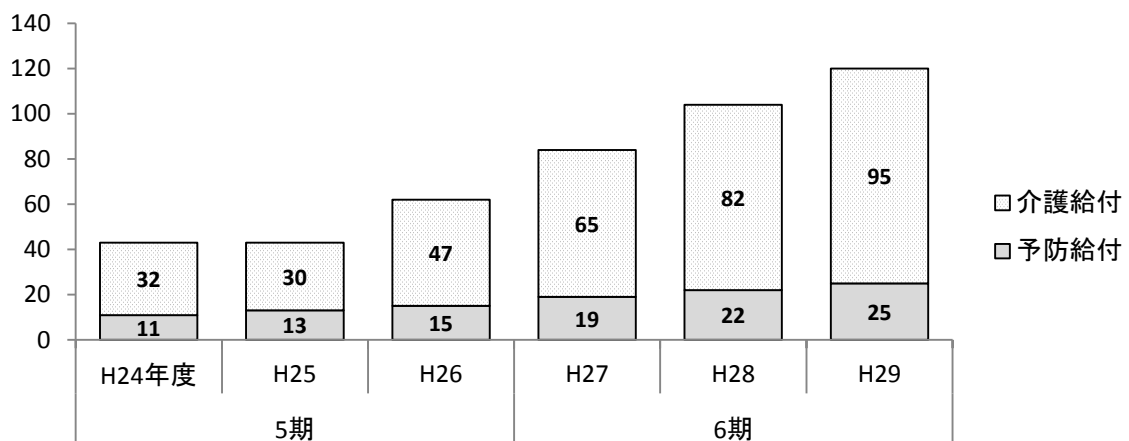
⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

(人)



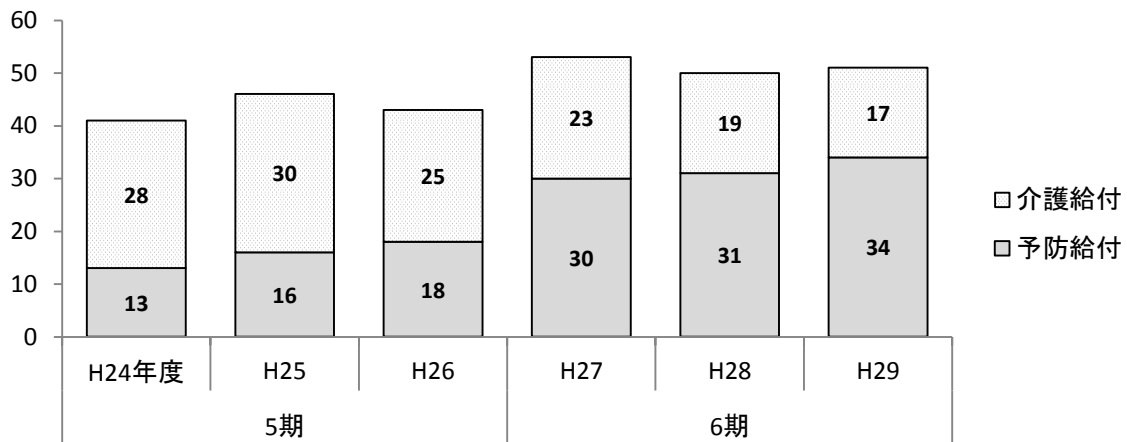
⑪特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

(人)



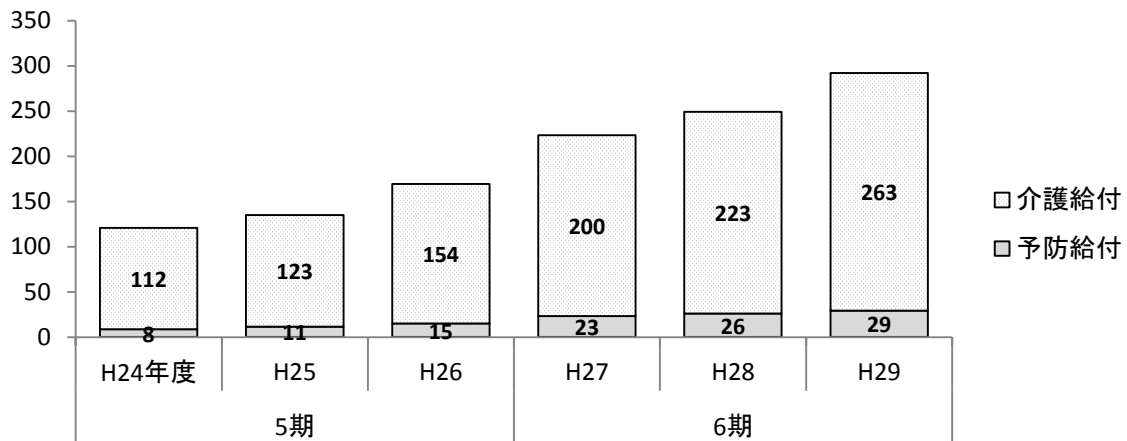
⑫住宅改修費・介護予防住宅改修費

(人)



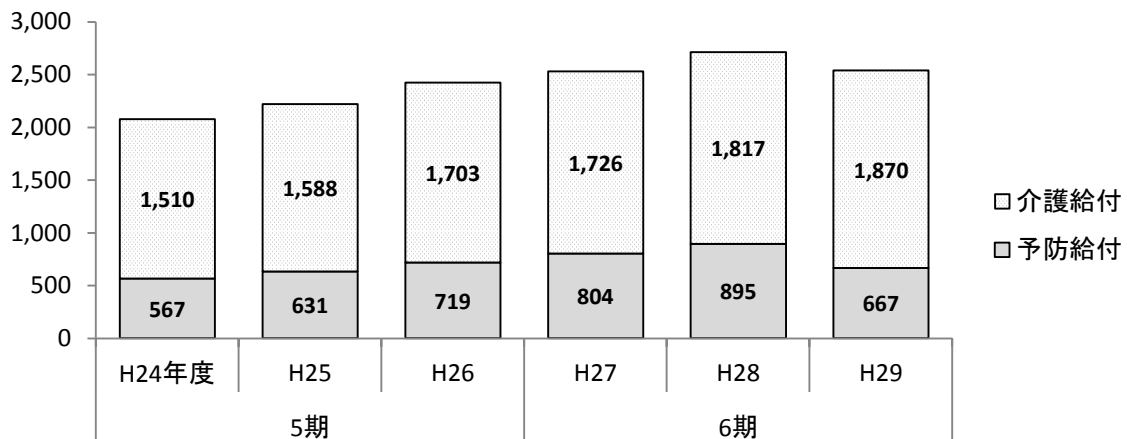
⑬特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

(人)



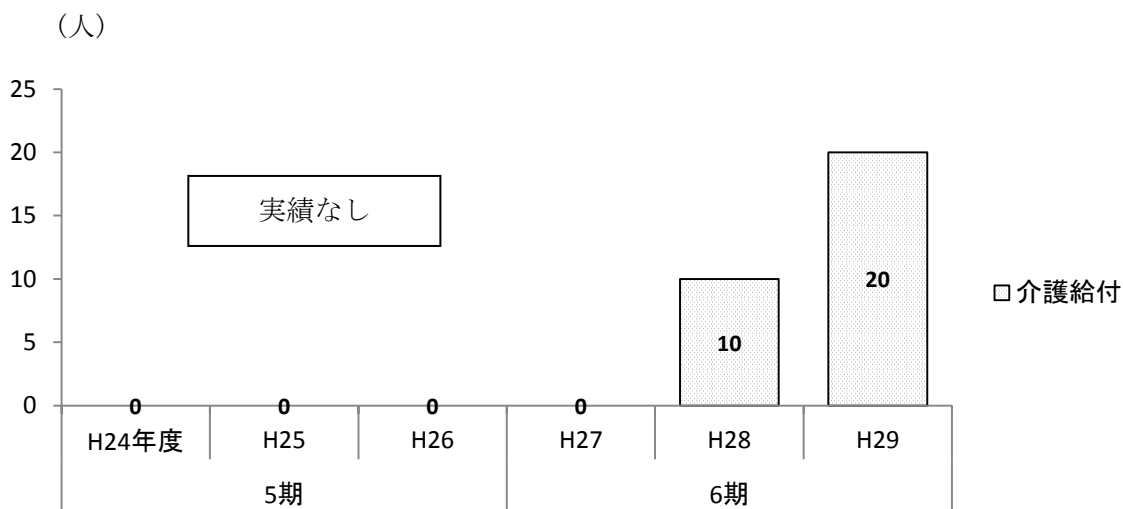
⑭居宅介護支援・介護予防支援

(人)



(2) 地域密着型サービス

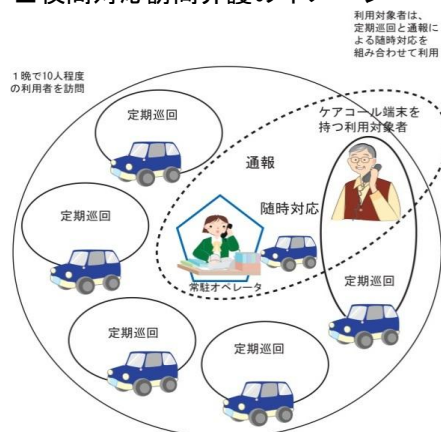
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護



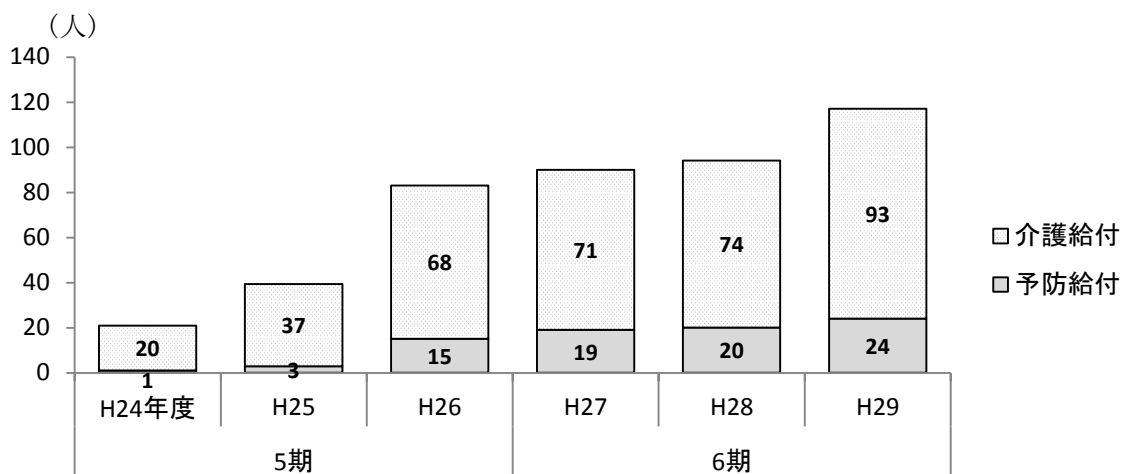
② 夜間対応型訪問介護

現在、市内に同サービス提供事業所はなく、
 今後は住民のニーズや事業者の動向等の状況
 を見極めながら整備について検討を進めます。

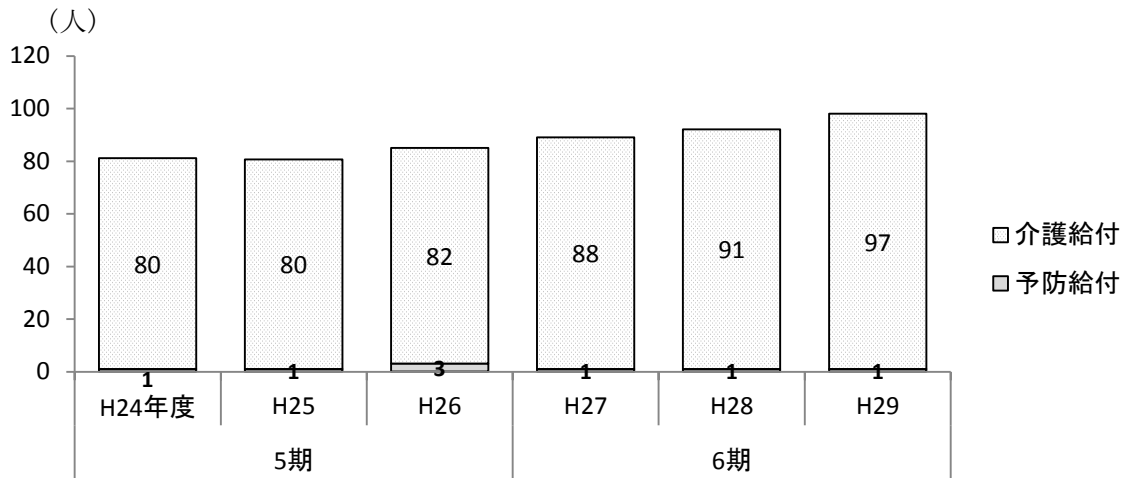
■ 夜間対応訪問介護のイメージ



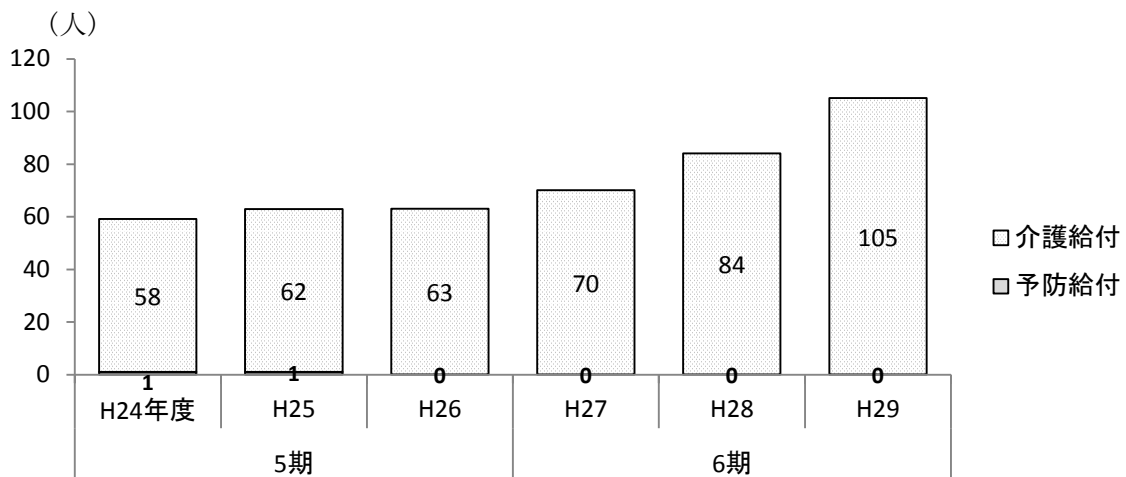
③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護



④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護



⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護



■日常生活圏域ごとの入所利用定員数の見込み

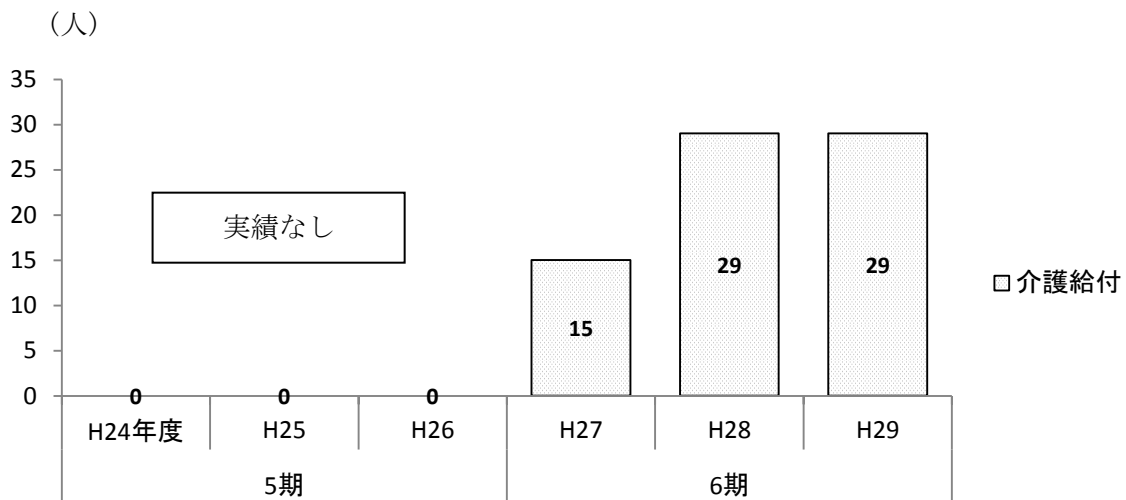
	第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域	第5圏域
平成27年度	9	18	18	18	18
平成28年度	9	18	18	18	18
平成29年度	9	18	18	18	18

※第6期に整備する認知症対応型共同生活介護については、日常生活圏域の見直しの中で整備する圏域を検討していきます。

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

利用実績はなく、施設整備計画もないことからサービス量は見込みません。

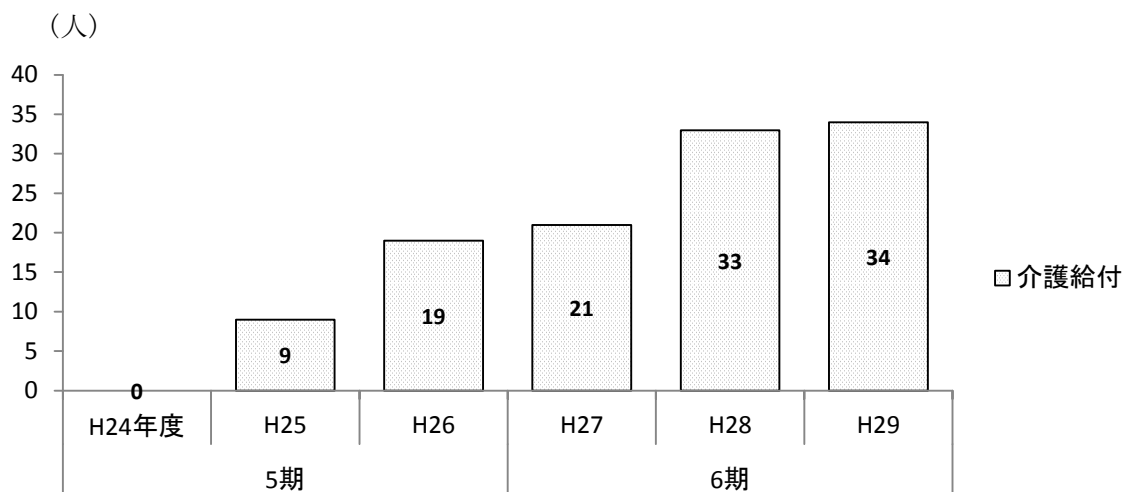
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護



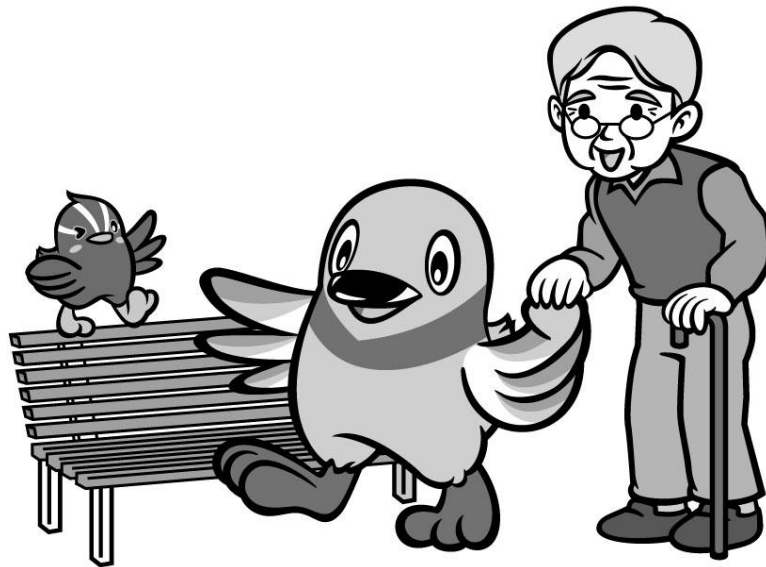
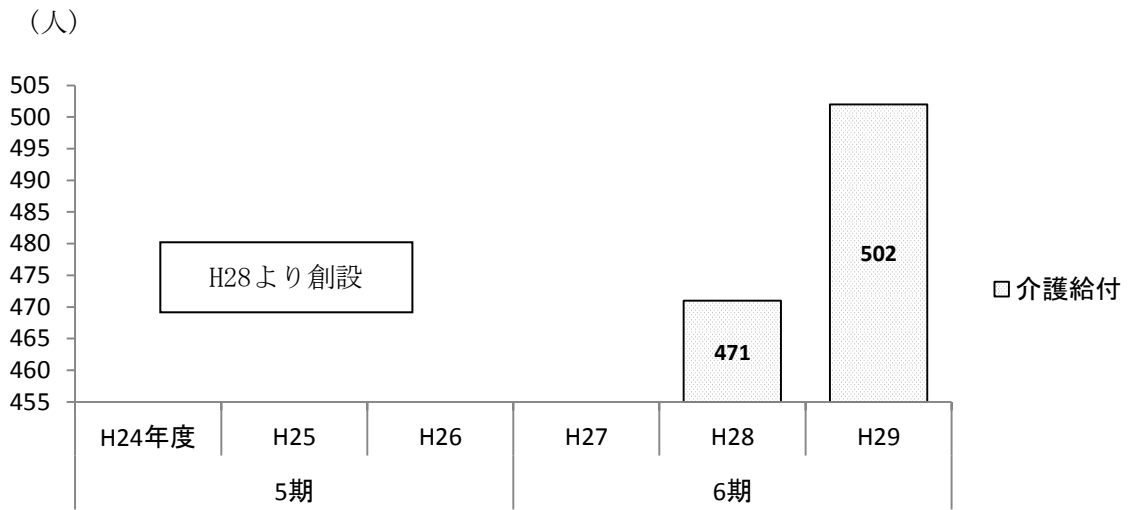
■日常生活圏域ごとの入所利用定員数の見込み

	第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域	第5圏域
平成27年度	0	0	29	0	0
平成28年度	0	0	29	0	0
平成29年度	0	0	29	0	0

⑧複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

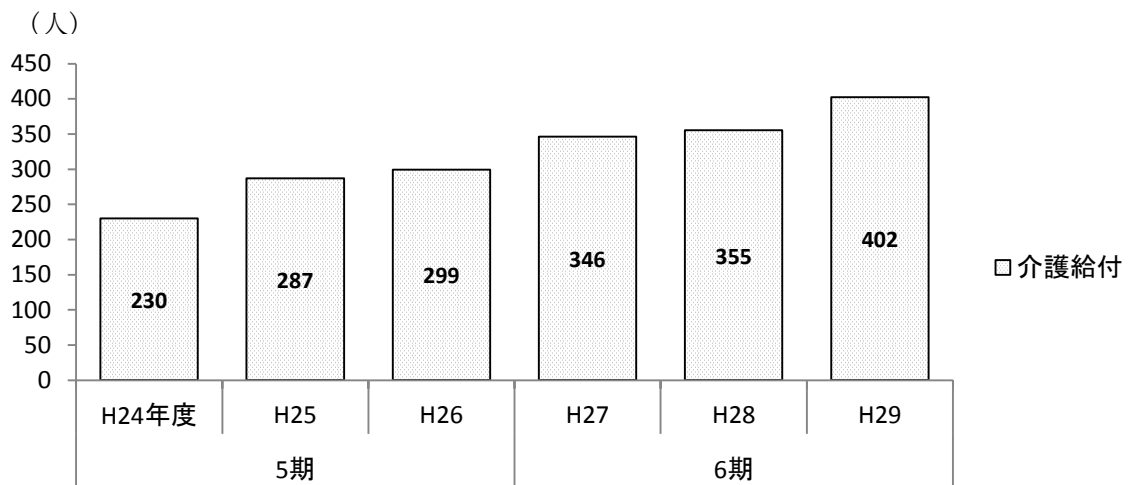


⑨地域密着型通所介護（仮称）

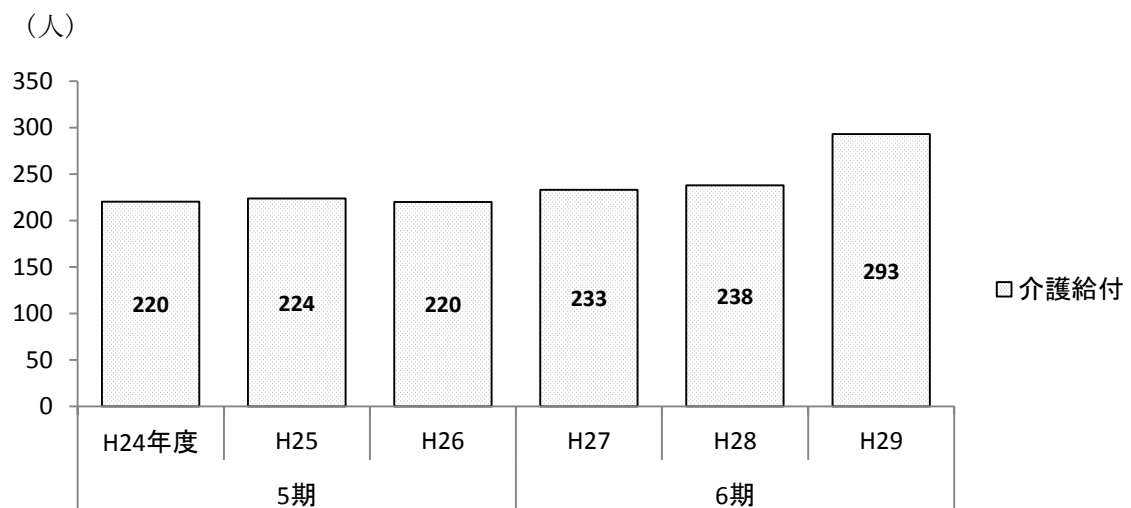


(3) 施設サービス

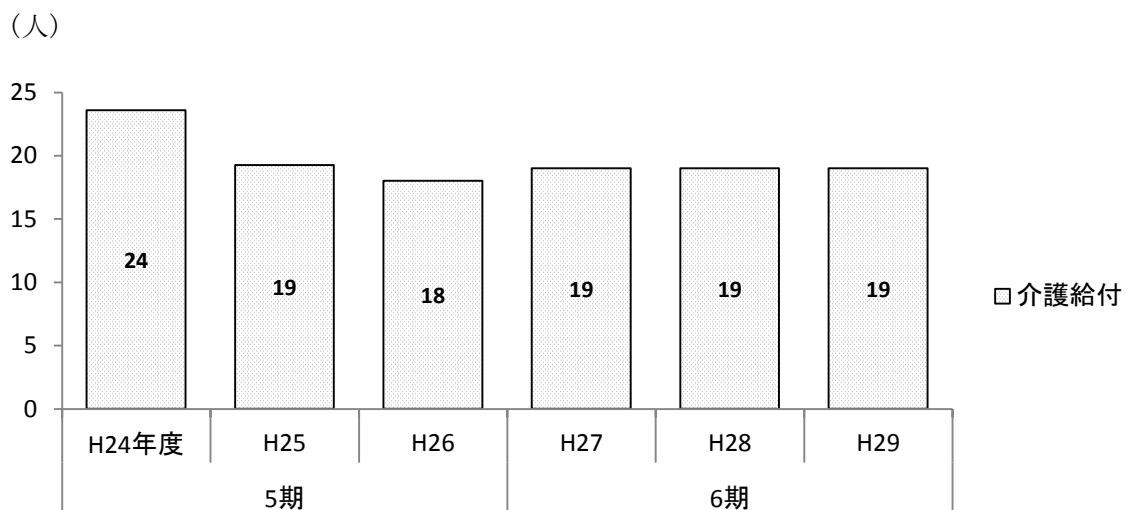
①介護老人福祉施設



②介護老人保健施設



③介護療養型医療施設



第4節 地域密着型サービス・施設サービスの基盤整備

(1) 地域密着型サービス

第6期に整備するサービスは、各サービスの利用者数の推移や地域の状況などを考慮した結果、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）をそれぞれ1施設、整備を計画します。

事業名	項目	第5期末 の整備数	第6期の整備計画数				第6期 終了時
			27年度	28年度	29年度	計	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数	0	1	0	0	1	1
認知症対応型通所介護	施設数	2	0	1	0	1	3
認知症対応型共同生活介護	施設数	5	0	1	0	1	6
	ユニット数	9	0	2	0	2	11
	定員数	81	0	18	0	18	99
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	施設数	1	1	0	0	1	2
	登録定員数	25	29	0	0	29	54

※事業者の選定にあたっては、事業者選定委員会を設置し、公募により選定します。

(2) 施設サービスの基盤整備

第5期末の市内の施設の整備状況は、介護老人福祉施設は5施設405床、介護老人保健施設は1施設150床の計555床となっています。

第6期では、各施設の入所状況等を考慮し、介護老人福祉施設、介護老人保健施設をそれぞれ1施設、整備を計画します。

事業名	項目	第5期末の 整備数	第6期の 整備計画数	第6期終了時 の整備予定数
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	5	1	6
介護老人保健施設	施設数	1	1	2

第5節 計画期間における給付費等の見込み

第6期計画期間の給付費の見込みは、以下のとおりです。介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、平成29年4月より地域支援事業に移行しますので、給付費の一部は地域支援事業費に計上しています。

(1) 総給付費の見込み

第6期計画における介護サービスと介護予防サービスの給付費の合計である総給付費の見込みは以下のとおりです。

■総給付費の見込み

(千円)

サービスの種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度	6期合計
介護サービス	5,677,706	6,105,845	6,733,183	18,516,734
居宅サービス	2,863,732	2,636,867	2,773,747	8,274,346
特定福祉用具購入費	12,198	14,556	16,387	43,141
住宅改修費	22,250	18,540	16,395	57,185
居宅介護支援	283,180	296,126	301,763	881,069
地域密着型サービス	626,056	1,226,708	1,385,430	3,238,194
介護保険施設サービス	1,870,290	1,913,048	2,239,461	6,022,799
介護予防サービス	395,795	437,277	334,308	1,167,380
介護予防サービス	330,265	365,908	272,426	968,599
介護予防特定福祉用具購入費	2,450	2,654	2,944	8,048
介護予防住宅改修費	12,280	12,520	12,783	37,583
介護予防支援	42,107	46,847	34,925	123,879
地域密着型介護予防サービス	8,693	9,348	11,230	29,271
総給付費（計）	6,073,501	6,543,122	7,067,491	19,684,114

■居宅サービス

【介護サービス】

(千円)

サービスの種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問介護	487,530	504,169	484,662
訪問入浴介護	69,436	67,861	59,661
訪問看護	157,495	180,027	195,458
訪問リハビリテーション	54,761	55,069	54,202
居宅療養管理指導	90,172	99,819	106,026
通所介護	886,820	545,043	582,490
通所リハビリテーション	277,738	281,721	283,689
短期入所生活介護	140,114	154,223	165,806
短期入所療養介護	13,451	6,340	2,340
福祉用具貸与	205,166	209,760	211,825
特定施設入居者生活介護	481,049	532,835	627,588
特定福祉用具購入費	12,198	14,556	16,387
住宅改修費	22,250	18,540	16,395
居宅介護支援	283,180	296,126	301,763
介護サービス (計)	3,181,360	2,966,089	3,108,292

【介護予防サービス】

(千円)

サービスの種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防訪問介護	66,619	66,897	33,657
介護予防訪問入浴介護	56	80	108
介護予防訪問看護	5,877	4,218	4,862
介護予防訪問リハビリテーション	10,506	11,850	13,365
介護予防居宅療養管理指導	5,452	6,811	8,502
介護予防通所介護	160,488	183,227	105,253
介護予防通所リハビリテーション	30,860	36,088	42,457
介護予防短期入所生活介護	1,804	2,518	3,394
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	22,191	26,695	31,020
介護予防特定施設入居者生活介護	26,412	29,424	33,202
特定介護予防福祉用具購入費	2,450	2,654	2,944
介護予防住宅改修費	12,280	12,520	12,783
介護予防支援	42,107	46,847	34,925
介護予防サービス (計)	387,102	429,829	326,472

■地域密着型サービス

【介護サービス】

(千円)

サービスの種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	17,963	35,853
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	84,907	93,360	124,849
小規模多機能型居宅介護	229,306	239,981	255,141
認知症対応型共同生活介護	209,920	252,851	316,707
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	47,720	92,053	92,053
看護小規模多機能型居宅介護	54,203	84,556	84,245
地域密着型通所介護（仮称）	0	445,944	476,582
介護サービス（計）	626,056	1,226,708	1,385,430

【介護予防サービス】

(千円)

サービスの種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防認知症対応型通所介護	8,463	9,011	10,762
介護予防小規模多機能型居宅介護	230	337	468
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防サービス（計）	8,693	9,348	11,230

■施設サービス

【介護サービス】

(千円)

サービスの種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護老人福祉施設	975,803	1,001,517	1,135,718
介護老人保健施設	816,796	833,840	1,026,052
介護療養型医療施設	77,691	77,691	77,691
施設サービス（計）	1,870,290	1,913,048	2,239,461

(2) 標準給付費の見込み

総給付費にその他給付費を加えた標準給付費の見込みは以下のとおりです。

(千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	第6期合計
総給付費(※1)	6,036,526	6,482,877	7,003,522	19,522,925
特定入所者介護サービス費等給付額(※2)	178,542	177,838	188,427	544,806
高額介護サービス費等給付額	109,285	119,121	129,127	357,533
高額医療合算介護サービス費等給付額	15,775	17,195	18,639	51,609
算定対象審査支払手数料	7,995	8,710	9,425	26,130
標準給付費(計)	6,348,122	6,805,741	7,349,140	20,503,003

(※1)一定所得者の利用者負担割合の見直しを見込んだ後の額となります。

(※2)特定入所者介護サービス費の支給要件の変更を見込んだ後の額となります。

(3) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業とは、高齢者が要介護（要支援）状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として実施する事業です。事業内容としては、介護予防事業のほか、地域包括支援センターの運営等に係る包括的支援事業、その他高齢者の日常生活を支援するための任意事業があります。「介護予防事業」と「包括的支援事業・任意事業」は、それぞれ事業ごとに定められた上限額の範囲内で見込むこととされています。また、平成29年4月より地域支援事業に移行する介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業に計上していません。第6期計画における地域支援事業費の見込みは以下のとおりです。

(人・千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	第6期合計	
介護予防事業(※)	利用者数	1,500	4,000	5,420	10,920
介護予防・日常生活支援総合事業	事業費	48,476	67,970	186,480	302,926
包括的支援事業・任意事業		139,558	146,550	152,177	438,285
地域支援事業費(計)		188,034	214,520	338,657	741,211

(※)介護予防事業は、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。

■地域包括ケアシステム構築のため、新たに位置付けられた包括的支援事業の見込み (千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	第6期合計
生活支援体制整備事業	213	1,500	2,500	4,213
在宅医療・介護連携推進事業	774	3,274	5,774	9,822
認知症総合施策事業	9,150	9,265	10,065	28,480

第6節 第1号被保険者の保険料設定

第6期計画における改正を踏まえて、第1号被保険者保険料を算出しました。算出にあたっては、被保険者の負担能力に応じた保険料額とするため、保険料段階を多段階化します。

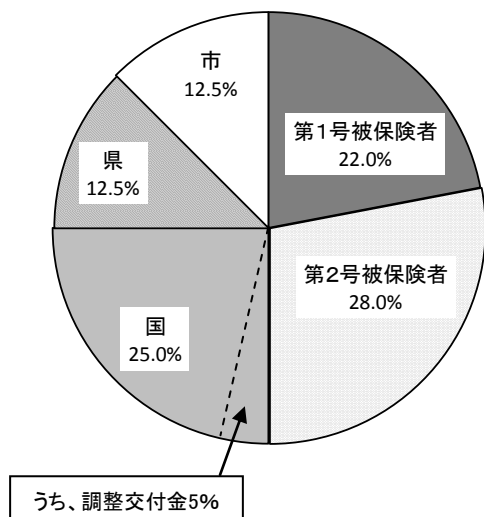
(1) 第6期計画における主な改正点

① 第1号被保険者及び第2号被保険者の負担割合の変更

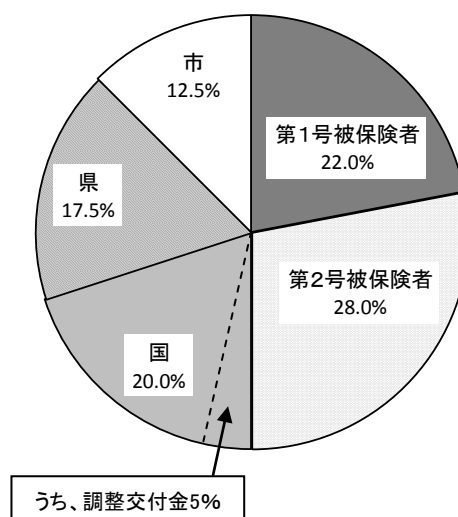
第1号被保険者の負担割合は21%から22%へ、第2号被保険者の負担割合は29%から28%に変更となりました。

■介護保険の財源構成

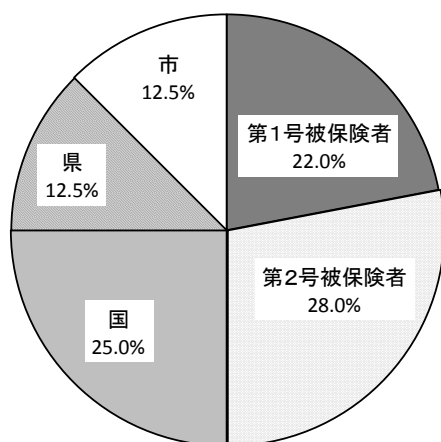
○居宅サービス



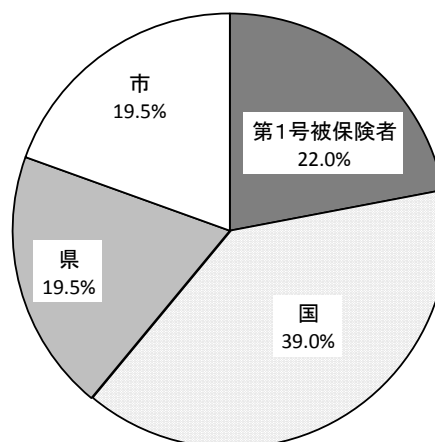
○施設サービス



○介護予防・日常生活支援総合事業



○包括的支援事業・任意事業



② 一定以上所得者の利用者負担の見直し及び特定入所者介護サービス費の支給要件の変更

費用負担の公平性を高めるため、一定以上の所得者の方の利用者負担額が、平成27年8月から2割に引き上げられます。また、施設入所等の際の負担軽減の特定入所者介護サービス費についても、平成27年8月から預貯金の状況や非課税年金等の収入状況も支給要件に加えられ、負担能力に応じた制度の見直しが図られます。

③ 国の標準所得段階の見直し

第6期における第1号被保険者の保険料については、国において、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行う観点から、標準の保険料段階をこれまでの6段階から9段階へ見直しがされました。

④ 介護報酬の改定と地域区分の見直し

平成27年度に介護報酬が改定され、改定率は全体で2.27%の引き下げとなります。また、人件費などの地域格差を調整するための地域区分は、経過措置期間の終了により、6級地（6%）に変更となります。

（2）所得段階の設定について

保険料の所得段階は、制度発足時は5段階の設定でしたが、保険給付費の増加に伴い、保険料負担も増大することから、被保険者の負担能力に応じた保険料額とするために第2期以降所得段階が細分化され、更に第3期からは課税対象者の所得段階を保険者（市町村）の判断により多段階化することが可能とされました。

このことを受けて市では、第2期においては5段階設定、第3期においては6段階設定、第4期においては7段階設定（特例第4段階を含めた8階層設定）とし、第5期においては、8段階設定（特例第3段階及び特例第4段階を含めた10階層設定）としました。

第6期の保険料の設定にあたっては、国では、より安定的な介護保険制度の運営のために、さらに負担能力に応じたきめ細かい保険料段階の設定が必要との考えが示され、国が示す標準の所得段階が、これまでの6段階から9段階へ細分化されました。

こうした国の考えなども参考としながら、低所得者への配慮を行いつつ、介護保険事業の運営を維持できるような保険料の設定について検討を行った結果、第6期においては、国の標準段階を基本として、さらに負担能力に応じたきめ細かい保険料設定とするため、高所得者層の段階を細分化し、全体として11段階の設定としました。

(3) 介護給付費支払基金の取り崩し

三郷市介護保険給付費支払基金は、介護保険の保険給付費支払いの円滑化と財政の健全な運営を図るために設置され、計画期間内において、第1号被保険者より徴収した保険料のうち、保険給付として使用しなかった分を基金として積み立てています。

第6期では、保険料の引き上げ幅を抑制するために、この介護給付費支払基金から可能な範囲内で取り崩し、給付費の財源に充てることとしました。

第5期末での介護給付費支払基金の積立残額である約4億1,300万円のうち、約3億8,100万円を充て、保険料基準額（月額）を308円引き下げました。

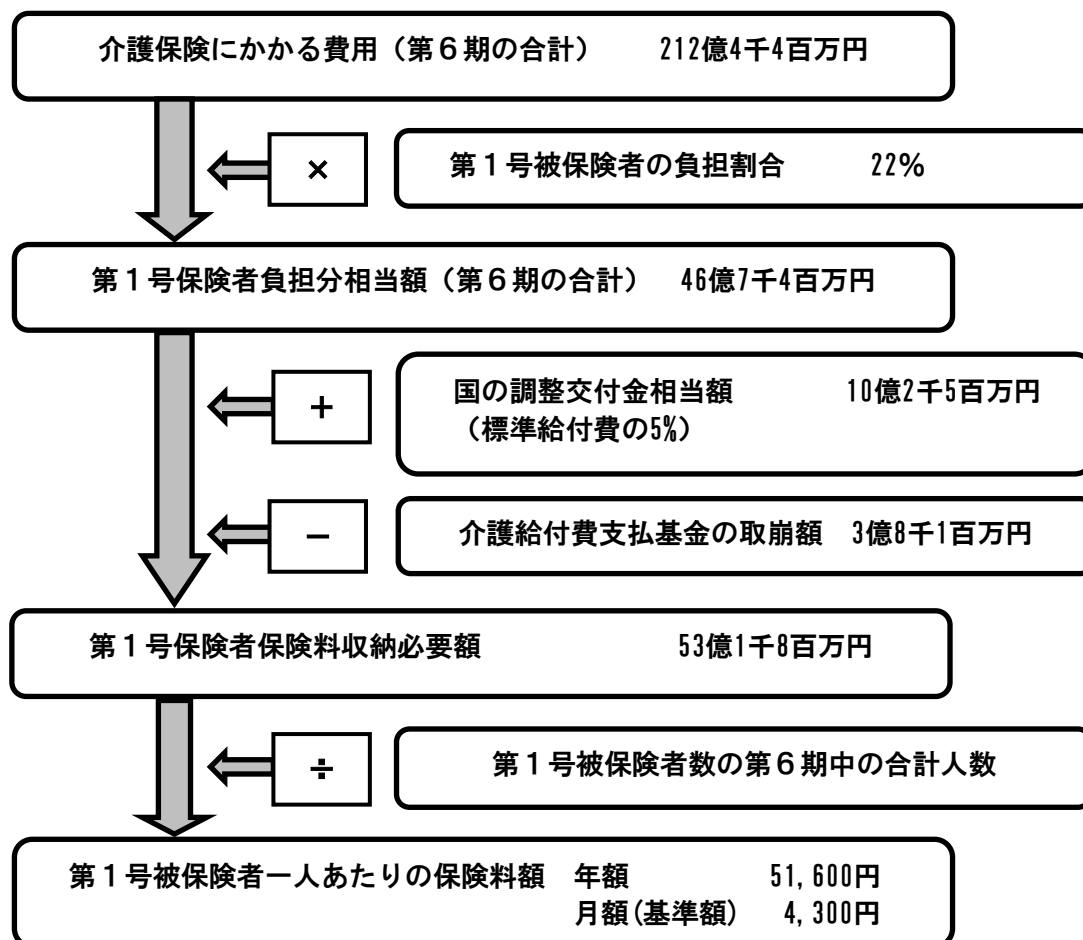
(4) 第1号被保険者の介護保険料の設定

介護保険にかかる費用（標準給付費と地域支援事業費）の見込みから、第6期計画に必要となる第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の保険料の総額である「保険料収納必要額」は、約53億1千8百万円と見込みます。

また、第6期計画の第1号被保険者の基準額である所得段階第5段階の介護保険料は、年額51,600円（月額4,300円）とします。

第1号被保険者の保険料は、以下のようなフローで算出しております。

■第1号被保険者の保険料の算出フロー



■第6期における第1号被保険者の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料 (月額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金(※)の受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・住民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.50 ※変更予定 (P80参照)	25,800円 (2,150円)
第2段階	・住民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.65	33,500円 (2,792円)
第3段階	・住民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額×0.75	38,700円 (3,225円)
第4段階	・本人は住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.83	42,800円 (3,567円)
第5段階	・本人は住民税非課税で世帯員に住民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額×1.00	51,600円 (4,300円)
第6段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.15	59,300円 (4,942円)
第7段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	64,500円 (5,375円)
第8段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.50	77,400円 (6,450円)
第9段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	基準額×1.60	82,500円 (6,875円)
第10段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.70	87,700円 (7,309円)
第11段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上の方	基準額×1.85	95,400円 (7,950円)

(※)老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた方、もしくは大正5年4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金

(参考)本市の介護保険料の推移

期	年度	月額基準額		
		三郷市	埼玉県平均	全国平均
第1期	平成12年度～平成14年度	2,918円	2,644円	2,911円
第2期	平成15年度～平成17年度	3,200円	2,859円	3,293円
第3期	平成18年度～平成19年度	4,000円	3,577円	4,090円
	平成20年度	3,500円		
第4期	平成21年度～平成23年度	3,300円	3,720円	4,160円
第5期	平成24年度～平成26年度	4,000円	4,506円	4,972円

第7節 低所得の方等への費用負担の軽減

(1) 第1号保険料の低所得者軽減強化

介護保険の第1号被保険者保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化します。

平成27年4月からは、特に所得の低い方に対して実施します。具体的には第1段階について、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45とする予定となっています。

(2) 特定入所者介護（予防）サービス費

低所得の方が施設を利用するにあたり、その利用が困難とならないように、所得に応じて利用者負担を軽減するために、特定入所者介護（予防）サービス費を給付します。

利用者負担段階	主な対象者	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型居室	ユニット型準居室	従来型個室	多床室	
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の方	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	490円	490円 (320円)	370円	390円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で上記に該当しない方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

※平成27年8月から対象者に以下の要件が追加されます。

- ▶預貯金等の資産要件 … 預貯金等が単身では1,000万円、夫婦では2,000万円以下である方
- ▶配偶者の所得要件 … 世帯分離を問わず、配偶者が住民税非課税者である方
- ▶非課税年金の収入要件 … 遺族年金や障害年金等の非課税年金も収入額に含めて計算

■高齢夫婦世帯等の居住費・食費の軽減

利用者負担段階が第3段階までに該当していない場合でも、以下の要件にあてはまる方は、居住費・食費を引き下げます。

●対象となる方（以下の要件をすべて満たしていること。）

- ・高齢夫婦等の世帯で、いずれかの方が介護保険施設の個室に入所していること。
- ・世帯の年間収入から、施設の利用者負担を除いた額が80万円以下となること。
- ・世帯の預金等の額が450万円以下であること。
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ・介護保険料を滞納していないこと。

(3) 高額介護サービス費

1か月の間に利用した介護保険サービスの利用者負担額が、所得に応じた自己負担限度額を超えたときは、その超えた分の金額を高額介護（予防）サービス費として支給します。

【平成27年7月まで】

自己負担段階区分	限度額(月額)
生活保護の受給者の方等	(個人) 15,000円 (世帯) 15,000円
住民税世帯非課税の方	24,600円
・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金受給者の方	(個人) 15,000円 (世帯) 15,000円
一般(住民税課税世帯の方)	37,200円

→ 【平成27年8月から】

自己負担段階区分	限度額(月額)
生活保護の受給者の方等	(個人) 15,000円 (世帯) 15,000円
住民税世帯非課税	24,600円
・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金受給者の方	(個人) 15,000円 (世帯) 15,000円
一般(住民税課税世帯の方)	37,200円
現役並み所得者(※)の方	44,400円

※現役並み所得者とは、住民税課税所得が145万円以上の方(ただし、同一世帯内の第1号被保険者の収入が、1人の場合は383万円未満、2人以上の場合は520万円未満の場合には一般となります。)

(4) 高額医療合算介護サービス費

同一世帯で1年間(8月～翌年7月)に利用した介護保険と医療保険のサービスの利用者負担額の合計が、所得に応じた医療・介護合算の自己負担限度額を超えたときは、その超えた分の金額を高額医療合算介護サービス費として支給します。

【70歳未満の方の自己負担限度額】

所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	平成26年8月～ 平成27年7月	平成27年8月～
	901万円～	176万円
600万円超901万円以下	135万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	67万円
210万円以下	63万円	60万円
住民税非課税の方	34万円	34万円

【70歳以上の方の自己負担限度額】

所得区分	70～74歳の方	
	70～74歳の方	後期高齢者医療制度加入の方
現役並み所得者	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ(※)	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

(5) 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

低所得で生計が困難な方に、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担を軽減します。

●対象となる方（以下の要件をすべて満たす方）

- (1) 世帯の年間収入が単身世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加えた額以下であること。
- (2) 世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加えた額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用する資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

●軽減の割合

利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者の場合は2分の1）

(6) 介護保険利用料助成事業

介護保険サービスを受けるにあたり、利用者が負担する額を支払うことが困難である低所得の方に利用料の助成を行います。

●対象となる方（以下の要件をすべて満たす方）

- (1) 世帯の年間収入が単身世帯で80万円以下、世帯員が1人増えるごとに80万円を加えた額以下であること。
- (2) 世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加えた額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 親族等から扶養や仕送りを受けていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

●軽減の割合

保険料段階が第1段階の方は、利用者負担額の2分の1

保険料段階が第2段階・第3段階の方は、利用者負担額の3分の1

第2号被保険者の方は、利用者負担額の3分の1

第8節 介護保険事業の円滑な提供

(1) 介護給付費の適正化

①要介護認定の適正化

適切に認定調査が行われるよう、一次判定への影響が大きい調査項目に重点を置いた認定調査員研修を実施します。また、審査会における模擬事例の審査を通じて、合議体・委員間で情報を共有し、認定審査の平準化を図ります。

②ケアプランの点検

介護支援専門員資格を有する職員がケアプランを点検・確認し、改善すべき事項を伝達するとともに、ケアプランの質の向上を図ります。また、県が実施する研修等を通じて、ケアマネジャーの支援を行い、ケアマネジメントの適正化を推進します。

③住宅改修の点検

利用者の実態に沿って適切な住宅改修が行われるよう、改修工事を行う利用者宅を訪問し、工事見積書の点検や竣工時の完了調査を行います。

④縦覧点検・医療情報との突合

複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・日数等の点検を行います。また、国保連システムを活用して、医療保険と介護保険の給付情報の突合、確認等を行い、介護給付サービスの整合性を図ります。

⑤介護給付費通知

利用者が自分の受けたサービスを確認するとともに、事業者に必要なサービス提供を啓発するため、事業者の介護報酬請求や費用について、利用者等に介護給付費を通知します。

(2) 介護保険制度の普及啓発及び情報提供

介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るために、市民の理解及び協力を得ることが不可欠なことから、広報紙への掲載、市ホームページにおいて、広く介護保険制度の普及啓発に努めます。また、長寿いきがい課やふくし総合相談室、地域包括支援センター等の窓口においては、各種パンフレットやチラシを備え付けるとともに、個別の相談等をとおして、介護保険制度の情報提供を行います。

